

素 案

第 2 次

周防大島町行政改革大綱

(平成 2 3 年度～平成 2 7 年度)



平成 2 3 年 月

周防大島町

I 行政改革の継続の必要性

1 これまでの取組

本町は、平成16年10月の4町の合併以降、「元気 にこにこ 安心で21世紀にはばたく先進の島」を町民共通の将来像に掲げ、住民と行政の協働による自主自立のまちづくりを目指してきました。

しかしながら、全国平均よりはるかに進んだ少子高齢化や脆弱な財政構造に加え、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減により、本町の行財政運営はさらに厳しいものとなり、簡素で効率的な行財政運営を実現することが喫緊の課題でありました。

こうしたことから、平成17年12月に行政改革大綱を策定し、その実施計画に基づき本年までの5年間全庁的に行政改革に取り組んだ結果、町の借金である起債残高は262.6億円（平成16年度末）から228.2億円（平成21年度末）まで減少し、依然として厳しい財政環境において合併効果と併せて明るい兆しも見えてきたところですが、実施にいたらなかった課題や継続して取り組むべき課題も残されています。

2 地方財政を取り巻く状況

本町においては、少子高齢化の進展は基幹産業である農漁業の振興に深刻な影響を及ぼし、リーマンショックによる世界的な景気の後退や長引くデフレ不況により自主財源である税収は落ち込む一方、社会保障費は増大するなど依然厳しい状況が続くと見込まれます。

また、合併後10年間に限り適用されていた合併特例債も平成27年度には適用が終了し、普通交付税も段階的に縮減され、平成32年度からはすべての合併支援措置は無くなります。

こうした状況のなか、国の進める地域主権改革の動向を的確にとらえ、人口減少社会に対応した、将来にわたり持続可能な財政運営を進めていく必要があります。

3 地域主権（地方分権）改革の動向

国においては、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立し、国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しを行い、これに応じた税源配分等の財政上の措置のあり方について検討を進めるとともに、地方公共団体の行政体制の整備・確立が図られることになりました。

また、平成21年8月の第45回衆議院議員総選挙の結果、政権交代という大きな変化があり、「事業仕分け」に代表されるような政治主導への取組が進められています。

さらに、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくための施策を検討していくため、平成21年11月に「地域主権戦略会議」が設置され、翌12月には地方分権改革推進法に基づく「地方分権改革推進計画」が閣議決定され、国による地方への義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化を図るため、「地域主権改革関連3法案」が平成22年の通常国会に提出されましたが、成立せず継続審議とされています。その間にも平成22年6月には「地域主権戦略大綱」が閣議決定され地域主権改革の動きは進められております。

4 これからの取組

こうした情勢において、持続可能で安定的な施策の実施のためには、行財政改革は引き続き重要な課題であり、個人の価値観の多様化による複雑・多様な住民ニーズに応え、「地域主権改革」の推進に対応するため地域独自の発想と行動が求められるなか、住民と行政の協働によるまちづくりを進め、真に自立できる足腰の強い行財政システムを確立することが、町にとっても大きな課題となっています。

一方、公務員数の純減という国全体の流れにあって、本町のような少子高齢化の進展した農漁村地域における行政サービスのあり方の問題は、二律相反する課題でもあります。

周防大島町にとって、今何が求められ、そのために限りある人・物・金・地域資源をどう有効に活用していくかを問いかけながら、これらの課題に対応するため第2次行政改革大綱を策定し、より一層の行財政運営の効率化と柔軟な組織・機構づくりを進める必要があります。

II 基本方針

地域主権（地方分権）の進展や複雑多様化する行政課題に対応し、顧客（住民）本位の行政サービスの向上を図り、持続可能で安定的な行財政運営を図るために、次の視点を基本として行財政改革に取り組んでいきます。

1 行政サービスの向上

町民生活を支える公的サービスに対する町民の要求は、ますます多様化、複雑化していきます。住民ニーズを的確に把握しながら、サービスを担う職員の資質の向上を図り、公平で公正、分かりやすく満足度の高いサービスを提供するとともに、町民への積極的な情報提供に努めていきます。

2 住民との協働

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにす

るとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための地域主権改革が進められています。公共サービスの質を保ち、民間のノウハウを活用しながら効率的なサービスを提供し、多様化する住民ニーズに応えるために、住民と行政とが対等なパートナーとして連携し、お互いに支えあう協働のまちづくりを進めます。

3 簡素で効率的な行財政運営

地方交付税の削減や町税の減収など厳しい財政状況が見込まれるなか、地域主権改革の動向や地域の新たな行政需要に柔軟かつ確実に対応できる自立性を確保するため、簡素で効率的な行財政運営を行います。

また、最小の経費で最大の効果を上げるため、「あれもこれも」から「あれかこれか」の選択と集中による事業選択を行い、行財政改革を推進します。

4 緑の分権改革の推進

地域資源を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、地産地消・連携交流・低炭素型への取り組みを進めます。

III 進め方

1 計画期間

平成23年度から平成27年度の5年間とします。

2 推進体制

- (1) 副町長を本部長とする「周防大島町行政改革推進本部」を中心に、全庁的に行財政改革に対する意識共有を図り、積極的な提言と行動により行財政改革を推進します。
- (2) 民間有識者等で構成される「周防大島町行政改革推進委員会」に取組状況を報告し、委員会からの意見を尊重し、行財政改革を推進します。

3 推進の方法

周防大島町行政改革大綱の実施を具体的にするため、できるかぎり目標を数値化した年度計画を定めた「行政改革実施計画」を策定し、計画的に推進します。

実施計画の進捗状況については、「周防大島町行政改革推進委員会」に定期的に報告し、意見を求めるとともに、町ホームページ等を活用し、広く住民に公表していきます。

IV 具体的方策